

## 前橋市交通指導用務の貸与品に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、前橋市交通指導用務の委嘱に関する要綱（以下「委嘱要綱」）により、交通指導用務（以下「指導用務」という。）の委嘱を受けた前橋市交通指導員（以下「指導員」という。）の品位の保持と指導用務の能率の向上を図るため、指導員に対し貸与する制服及び装備品（以下「貸与品」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸与基準)

第2条 指導員に貸与する貸与品の品名、数量及び貸与期間は、別表に定めるところによる。

- 2 夏、冬等の区別のある貸与品の着用期間は、別表に定めるところによる。
- 3 前項の期間は、天候によって変更することができる。

### (貸与品の着用)

第3条 指導員は、委嘱要綱第3条第4項に規定する指導用務を実施するとき、原則として貸与品を着用するものとする。

- 2 指導員は、学校行事等に来賓（指導用務を伴わないもの）として出席するとき、必要に応じ自己の責任において貸与品を着用することができる。
- 3 指導員は、貸与品を着用した指導用務及び行事等について、用務日誌（委嘱要綱様式第5号）に記録しなければならない。

### (貸与品着用上の心得)

第4条 貸与品を着用するにあたり、次に掲げることに留意して行動すること。

- 2 定められた服装を着用し、携帯品を携行すること。
- 3 服装及び姿勢を端正にし、粗野な言動を慎むとともに、指導員としての品位の保持に努めること。また、飲酒時において貸与品を着用しないこと。
- 4 付近に警察官がいるときは、緊密な連携を保ちつつその指示に従うこと。
- 5 警察官の職権行使とまぎらわしい行為をしないこと。
- 6 保護・誘導は親切丁寧を旨とし、曖昧な手信号、合図及び不適切な誘導により歩行者等に被害が及ばないように細心の注意を払うこと。
- 7 自らの受傷事故防止に努め、特に車両に対して歩行者を保護・誘導する際には、できる限り歩行者及び自身の安全な場所を確保して行うこと。
- 8 交通事故の発生を知ったときは、直ちに被害者の救護、警察署への速報等を行う

とともに、付近の歩行者の安全確保に努めること。

(管理上の注意)

第5条 貸与品は、貸与を受けた指導員が責任をもって管理し、売却、転貸、譲渡若しくは質入れ等の用に供し、又は改装してはならない。

2 貸与品の補修及び手入れに必要な費用は、貸与を受けた指導員の負担とする。

3 指導員が、貸与期間の満了しない貸与品をき損し、又は亡失したときは、代品を貸与する。この場合において、当該貸与品のき損又は亡失が当該指導員の故意又は重大な過失によるときは、当該指導員は、市長の定める当該貸与品の代価相当額を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に廃止前の前橋市交通指導員条例施行規則の規定により貸与されている貸与品については、施行後の前橋市交通指導用務の貸与品に関する要綱の規定により貸与された貸与品とみなす。この場合において、貸与品の貸与期間は、当該貸与品の貸与された日の属する月から起算するものとする。

別表（第2条関係）

品名	数量	貸与期間	着用期間
制服（冬服）	1	4年	12月から翌年3月まで
制服（合服）	1	4年	4月・5月及び10月・11月
制服（夏服）	1	4年	6月から9月まで
外套	1	4年	12月から翌年3月まで
制帽（冬用）	1	4年	10月から翌年5月まで
制帽（夏用）	1	4年	6月から9月まで

ヘルメット	1	4年	通年
半長靴	1	4年	通年
短靴	1	4年	通年
ゴム長靴	1	4年	通年
停止棒	1	4年	通年
夜光チョッキ	1	4年	通年
赤色灯	1	4年	通年
交通指導員章	1	4年	通年
雨衣	1	2年	通年
冬用手袋	1	2年	12月から翌年3月まで
マフラー	1	2年	12月から翌年3月まで
ベルト（冬用）	1	2年	10月から翌年5月まで
ベルト（夏用）	1	2年	6月から9月まで
交通腕章（緑）	1	2年	通年（交通安全運動期間を除く）
交通腕章（黄）	1	2年	交通安全運動期間中
警笛	1	2年	通年
警笛用鎖	1	2年	通年
手帳	1	2年	通年
バッチ	1	2年	通年
制帽カバー（冬用）	1	2年	10月から翌年5月まで
制帽カバー（夏用）	1	2年	6月から9月まで
ネクタイ	1	1年	10月から翌年5月まで
白手袋	1	1年	通年